

依頼者は国立女性教育会館（以下「当館」）に撮影依頼をするにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1、依頼者の一般的義務

- ・依頼者は、当館との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- ・依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施するものとします。

2、事故・不適切な活動等の防止

- ・依頼者は撮影等を行うにあたり、諸法則を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- ・依頼者は撮影等を行うにあたり、猥褻、迷惑・違法行為の風刺その他の不適切な活動を行わないよう努めるものとします。
- ・依頼者は撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した時は、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと当館が判断した時は、依頼者は、当館の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した時は、依頼者は当館に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3、保険

- ・依頼者は撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- ・依頼者は、当館の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当館に提出するものとします。

4、現地における調整

- ・依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
- ・依頼者は撮影等を行うにあたり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行う必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある

場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5、計画

- ・依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他必要な情報及び資料を、当館の求めに応じて事前に当館に提出するものとします。
- ・依頼者は、当館に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当館に通知するものとします。

6、原状回復等

- ・依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- ・依頼者は、撮影等が終了した後速やかに撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、当館に撮影等の終了を報告するものとします。

7、損害賠償

- ・依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当館に累を及ぼさないものとします。
- ・依頼者による撮影・放映等によって当館に損害が生じた場合、依頼者は、当館に対しかかる損害を賠償するものとします。

8、免責

- ・依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当館は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。

9、広報

- ・当館は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、制作風景の紹介、作品情報や公式サイトでの紹介、その他の方法で当館の広報に用いることがあります。

10、撮影許可

- ・当館は、依頼者に対し、撮影内容の詳細を確認し不適切と判断した場合には、当館は撮影を許可しないことがあります。
- ・撮影許可後、内容の変更により当館が不適切と判断するような撮影を行う必要がある場合、撮影許可を取り消す可能性があります。

以上